

第3回保育所等利用待機 児童数調査に関する検討会	資料1
平成29年1月16日	

～各市区町村における取扱いの現状の整理～

①【特定の保育園等を希望している者について】

現行通知

(注7) 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等があるにも関わらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童数には含めないこと。

※ 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等とは、

- (1) 開所時間が保護者の需要に応えている。(例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど)
- (2) 立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など)
- (3) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の対象となっている施設
- (4) 地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)の対象となっており、市町村子ども・子育て支援事業計画の提供体制確保に規定されている施設(保護者の保育ニーズに対応していることが利用者支援事業等の実施により確認できている場合)

取扱いの現状

- 「利用可能な」保育園等の取扱いについては、
 - ・ 自動車を用いて20～30分で登園可能な保育園等を利用可能な園としたり、
 - ・ 自宅から一定距離以内にある保育園等を一律に利用可能な園とするなど、市区町村ごとに差異があるものとなっている。
- 「特定の」保育園等の判断については、利用申込みの際に一定数以上の保育園等を申し込んでいない場合は、特定の保育園等のみを希望していると判断している市区町村が見受けられる。また、そもそも、申込書に記載を求める保育園等の数は市区町村ごとで様々である。
また、他に「利用可能な」具体的な保育園等の情報について紹介することなく、一律的な取扱いを行っている例もある。
- 「私的な理由」については、「特定の」保育園等の判断と一体のものとして行っている例が多い。例えば、通園の利便性や提供される保育内容等を理由とするものなどがある。

②【求職活動を休止している者の取扱いについて】

現行通知

(注1) 保護者が求職活動中の場合については、待機児童に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

取扱いの現状

- 各市区町村への調査の結果、求職活動の休止の確認について、保護者に改めて調査日時点における求職活動の状況を確認する市区町村と、改めて確認することはせず利用申込み時点での申込書の記載内容に基づいて判断している市区町村があるという実態が明らかとなった。
- 求職活動の方法としては、求職活動状況について保護者に聴き取りを行ったり、各種書類の提出を保護者に求めたりする方法が見られた。

③【育児休業中の者の取扱いについて】

現行通知

(注8) 保護者が育児休業中の場合については、待機児童数に含めないことができること。その場合においても、市町村が育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。

取扱いの現状

- 育児休業中の場合の取扱いについては、現行の待機児童数調査の調査要領上、「待機児童数に含めないことができる」という規定となっていることもあり、対応は市区町村で様々である。
- ・育児休業中の者が入所申込をした場合、育児休業を切り上げて入所することになるため、待機児童に含めている、
 - ・育児休業給付の受給延長を目的とする場合は、待機児童数に含めていない、などの取扱いをしている市区町村があった。